

伝統を考える

| | |
|--------------------|---|
| その他（別言語等） のタイトル | A STUDY OF TRADITION |
| 著者 | 石山 敬雄 |
| 雑誌名 | 室蘭工業大学研究報告．文科編 |
| 巻 | 6 |
| 号 | 2 |
| ページ | 289-306 |
| 発行年 | 1968-07-20 |
| URL | http://hdl.handle.net/10258/3324 |

伝 統 を 考 え る

石 山 敬 雄

A STUDY OF TRADITION

Yukio Ishiyama

Abstract

I think that just as there is heredity as a principle of continuity in the world of all living things, so there is tradition as a principle of continuity concerning society and culture.

The word 'tradition' means, etymologically, 'handing over'; therefore, at least 'deposit', 'depository' and 'successor' must exist there.

The points of this research are as follows: (a) these dynamic relations, (b) the tradition is built up by history and climate, (c) the role of tradition for culture and social life.

The main feature of this treatise is that I take up 'climate' and emphasize it, on the formation of tradition, against an approach which until now has been primarily 'historical'.

1.

伝統という言葉は、都合のよい言葉と見えて、一寸気をつけて活字を拾って行くと、いたるところにころがっている。手もとの新聞を瞥見しただけでも、「伝統に誇りを持ち、使命感にあふれた人間になれ」¹⁾、「IOC が欧州オリンピックの伝統のまま固定化し」、にはじまり、「日本の伝統」「伝統美」「伝統の試合」「伝統の重圧」「伝統への反逆」、と枚挙にいとまがないほどである。あるいは「一に学問、二に学問、三なく四なく五に学生が、本学の学風であり、伝統である」²⁾とか、ホー・チ・ミン大統領のアピールの中に、「われわれは正義の主張、北から南までの全人民の団結、不屈の斗争の伝統、兄弟の社会主義諸国、全世界の進歩的の人民の支持があるから強固である。われわれは勝つ」³⁾とあり、また、栃木県黒磯町の用水トンネル工事中の、惨事の時

の村民の声に、「あのころは家を抵当に入れても、用水の株を買った人もいたようです。それほど水が貴重だったんですね。部落総出の慣習は、伝統的につくられていたんじゃないでしょうか⁴⁾と用いられている。

和辻博士は昭和十八年、海軍大学校における講演で、『大君の御ためには、喜んで死のう』というのは、軍人精神を体得する初歩の段階である。やがてその体得が深まって来ると、『敵を倒すまでは決して死んではならぬ』という烈々たる戦闘意識を、信念的にもつようになる。これが海軍の伝統的精神である⁵⁾、と述べていられる。

かように主語になったり、述語になったり、形容詞的あるいは副詞的に用いられていて、その概念内容は多義性を帯び、無規定のまま使われているようである。従って「伝統とは何であるか」——概念ないし定義——がまず考察されなければならない。ニュアンスの相違はあっても、伝統は、「歴史の時間的経過の中で成立し、受け継がれた過去のなもの」でいて、「現在に働きかける何かあるもの」、そして「永遠に変わることなく、保持されてゆくもの」——そのかぎり「時間性における永遠性の主張」といった矛盾した構造をもつ——である、ということが、共通した観念をなしているようである。あたかも、生物の世界に連続の原理として、遺伝があるように、社会や文化の連続の原理として、伝統があると考えられる。

伝統とは「① 伝統をうけ伝えること。また、うけ伝えた系統、② 広くは伝承に同じ。特にそのうちにある、精神的核心理または脈絡⁶⁾とあるように、伝達(つたえる)と系統(つながり)の合成語で、「系統の伝達」または、「伝達の系統」を意味する。前者は系統を伝達するという機能的側面が強く、後者は伝達される系統という、実体的側面が強調されていると言える。②のように、確かに広義においては、伝統は伝承の意義に用いられるが、狭義にはそれと区別される。すなわち、未開社会にも伝承はあり、伝えられて来た古来の風習があるけれども、伝統があるとは言わない。伝統は文化的に進んだ社会において、初めて言われるもので、単なる事実性・所与性をこえた文化価値に関係する概念である。それで一般的に、伝統には「すぐれた」とか「輝かしい」といった、積極的な価値評価を表わす形容詞が冠せられ、伝承にはせいぜい、「珍しい」とか「興味深い」といった、好奇心を表わす形容詞

が、付加されるくらいである。

たとえば焼き物について考えて見ると、ここに有田焼があるとする。茶碗を焼く時の陶土のねり方、茶碗の形、色の着け方、温度の加減の言い伝え、語り伝えは、「製作技術の伝達ないし伝承」であって、伝統ではない。伝統というのは、そうしたことをも包摂しながら、しかも茶碗および製作の背後にひそむ、柿右衛門ならびに柿右衛門家代々の、焼き物に対する独特の精神的態度・主張といったものである。従って単純に、これこれしかじかのものと規定されるようなものではなく、さまざまなそしてまた相反する契機を、内に蔵しながら、それらを何らかの形で統合している、「生きた全体であり」、「一筋の糸」が通っている、総合的全体的概念である。いわば、「深い魂のささやき」である。

また「伝統という言葉は、語源的には『引き渡す』‘handing over’を意味する。それゆえ伝統という概念には、(a) 引き渡される‘deposit’と、(b) 保管する人たち‘depositaries’つまりディポジットを所持し、保管を委任され、それを後継者に伝達する人々が含まれる⁷⁾とある。そこから伝統を考える手懸りとして、「引き渡されるもの」「伝えられるもの」(deposit) 寄託物と、「伝える者」としての担い手の二契機を、学び取ることが出来るが、後者を更に受託者・保管者 (depository) と後継者・継承者 (successor) に、すなわち、「引渡す者」と「引き渡される者⁸⁾に分けることが出来る。

ディポジットは「儀式・神話・教義とか、あるいは倫理というようなものから成り立っており、あるいはまたそれらの諸要素のいくつかから成り立っている。しかもそのディポジットは、何か究極的に神的な、あるいは疑似神的な権威といったようなものによって、啓示されており、そして然るべき資格のある管理者(受託者)の継承によって、子孫へと受け継がれていくものである⁹⁾。この見解は宗教的色彩が極めて強いが、それら宗教的・倫理的立場に限定されることなく、広い視圏から、生活の諸領域にわたり、思想・信念・信条・慣行・習俗・芸能・技術・工芸等々をも考察の対象としなければならないと考えている。しかし、そのようなことども、例えば教義・洗礼・秘跡・ミサ聖祭は、キリスト教の伝統を保持するためには、絶対に必要な条件であろうが、それ自体が伝統であるかどうかは、問いなおされなければな

らない。

さて、我々の先覚者が、伝統を「歴史的発展の過程のうちに、形成・累積された一定の精神的傾向、文化遺産」¹⁰⁾と定義したことは、核心をとらえた適切な概念規定である。しかし、これに「風土」ないし「風土性」¹¹⁾を第二の契機として付加すべきではなからうか。それは時間性と空間性は相即不離で、歴史的発展そのものが風土性につねに媒介されているとはいっても、伝統を形づくるものは人間であり、その人間の根源的存在構造をなすものは、まさに歴史性とならんで風土性であるからである。伝統は先行する世代から伝えられて来て、現在および未来の文化、社会的生活の存続発展に、積極的な意義をもつ思考ならびに行動の様式・態度・手法であり、それらを支える精神的傾向である。而して伝統は我々自身が勝手に作ったものでもない。それほどこまでも受け継いだものである。その限りにおいて伝統は、我々を越えたものとしてある。これらのことを伝統考察の予備的知識として始めようと思う。

2.

先にふれたが、これまでの伝統観においては、風土性が片隅においやられてしまっている。伝統が「系統の伝達」であり、「伝達される系統」で、人間は「時代の子」¹²⁾として歴史的意識に結びつけられているので、当然のことであろうが、風土的契機は歴史的契機に劣らず、重要な役割を演じていると思う。何故なら、個性のない伝統は、伝統の名に値しないが、伝統に特殊的独自性、すなわち個性を付与するものは、風土性ではなからうか。それは「人類の歴史」¹³⁾はあっても、「人類の伝統」「世界の伝統」というものは、存在しないからである。

この風土性の強調は、いささかも歴史性をそこなうものでないことは、言うまでもない。歴史のないところに伝統が存在しないことは、明白な事実で、「伝える」「伝えられる」ということ自体、時間を前提として初めて可能である。独立後日なお浅い国家や、設立して間もない集団等には伝統はない。伝統は時間的秩序の中で、風雪に耐えながら次第に形成されるのである。伝統は歴史と共に形成されるのであって、伝統それ自体は、原初的に存在するものではない。それは人間が作るところのものである。人間のみが歴

史を有し、歴史的な存在たり得るとすれば、それは、「精神の自己意識と自由の発展が世界史である」¹⁴⁾ というように、人間が自由の主体として、自由な精神をもって自己を変革し続ける存在だからである。人間の自己形成と変革のうちに歴史が成り立ち、その形成の成果が文化である。かくして、歴史を有することが、文化を有することであり、文化内容は歴史を通じて形成される。その文化創造の過程において、内容形成にあずかった文化形成力は、世代を重ねるうちに、一定の型、独特の精神的傾向をもつようになる。これがいわゆる伝統である。

我々がすぐれた文化について、すぐれた伝統を語るのには、実現されている文化の奥にあって働き、その根底にあってこれを支えている、根源的な力としての伝統を考えるからである。原始未開の民族に精神文化がなく、伝統がないのは、「自由の精神」を欠くために、固有の歴史をもたないからである。彼らには古来幾世代にもわたって、伝えられて来ている慣習・習俗・伝説・伝承はあるが、言葉の真の意味における伝統はない。それらは単に共同体の自己保存に役立つものに過ぎなく、生を促進し文化を創造させる力とはなり得ない。

さて、一たん成立した伝統は、逆に歴史に対して働きかける。それは伝統が歴史の流れのうちにあって、自己同一性を持ち続けようとするからである。歴史は推移であり、変化であるのに対して、伝統は常住不変で同一性にとどまろうとする。ここに伝統と新しい歴史の創造との相剋が生ずる。伝統が重圧ないし障害として自覚されるのは、このような場合である。しかし、その反面歴史の移り変わりを越えて、「恒常不変なるもの」であるが故に、歴史の創造、人間形成の範型となる。人間は、彼が何であるべきかを、「伝統の鏡」に照らして見いだすのである。もしそうでなければ、彼は自己自身との同一性を失ってしまうであろうし、そもそも自己を変ずることも、出来ないであろう。

かように伝統は、歴史的に形成される文化創造の範型・典型であり、基本的実体的なものとして、すべてのものに自己同一性の自覚と、連続性と統一性を与えるのである。つまり、諸文化の統一的連関が確保され、文化共同体が形成されるのも、また、政体の変動とか国家の興亡にもかかわらず、文化

が連続性を維持しうるのは、伝統が存在するからである。伝統は並列する諸文化を統一づけるのみならず、歴史的に継起する諸文化をも統一づけるのである。歴史が歴史として統一性を有するためにも、変化の基底に横たわる恒常不変の伝統が、存在しなければならない。従って、「伝統は歴史に基づいて可能である」と同時に、「歴史は伝統に基づいて、初めて可能となる」と言うことが出来よう。「伝統と歴史」は起伏を一にするもので、伝統はある面では歴史を越えるものでありながら、また、歴史の所産として、超歴史的なものであり得ないのである。ここに伝統のパラドックスがある。

これまで、伝統と歴史・文化の関係を考察して来たが、ここで眼を風土に転じよう。同じ民族が同一の歴史的過程をたどりながら、土地を異にすることによって、それぞれ独自の伝統を形成する。彼らは他の伝統に対して相互に無関心で、全く第三者の立場に立つに過ぎない。あたかも、それぞれがそれぞれの冠婚葬祭・成人式、または姥捨て、老人殺し、禁忌等の習俗をもって、他者のそれに対しては傍観的であるように。

農村・山村・漁村・炭鉱には、独特の思考様式や行動様式と生活のシステムがあるが、それらの成立の過程をたどってみると、「吸う息」に集められるように、住民は「行事」に収斂し、終るや「吐く息」で散らされるように、「労働」へと分散することを、くりかえすうちに伝統的に形づくられたのである。その「行事と時期」は、まさしく第一義的に風土の自然条件に支配されていた。土地の行事と労働の緊張関係のうちに、「凝集と拡散」が反復されるうちに、自ら村の里の生活のリズムが生まれ、運命共同体の紐帯が強められ、やがて一つの精神的傾向性、伝統が形成される。かように伝統を特色づける個別的独自性は、それぞれ異なる土の香りから、風土から与えられるが、それが強調され過ぎると、閉ざされた社会への通路となる危険をはらんでくる。伝統が風土に媒介され、風土性に強く影響される限り、人類一般という概念が風土から出て来ないように、「人類の伝統」には故郷はない。「人類の歴史」はあっても、なお「人類の伝統」はないのである。人類の残す遺産が、どれほど貴重なものであっても、伝統の内実を構成するものとはなり得ない。

伝統を構成しているものは、普遍的ではあり得ないもの、誰でもが、何処においても受容し、伝達し得るようなものではない。ここに特殊性を与える

契機として、「風土」が真剣に問われなければならないゆえんがある。

ここでいう風土とは、主体的な人間存在が、関わる限りにおいての、「ある土地の気候・気象・地質・地味・地形・景観などの総称」¹⁵⁾であった。それは、我々の欲すると否とにかかわらず、我々をとり巻いている、自然環境とは異なる。従って風土としての自然は、全く閉ざされた、限られた自然であり、そこを「生活の場所」としている住民のみに限られた自然である。それは、この風土におけるこの住民、この住民にとってのこの風土、という全くの特殊性における自然である。それは単数の人間にとっての自然、すなわち私だけの自然でなければ、我々人類全体にとっての自然でもなく、若干の我我にかかわる特殊な自然、つまり「住民にとっての自然」「民族の国土」である。このように、民族の「主体的肉体性とも言うべきものが、まさしく風土性なのである」¹⁶⁾。

この風土が人間の生活を制約し、規定していることは、その衣食住に端的にあらわれている。例えば、「家屋の様式は、家を作る仕方の固定したものであると言われる。その仕方は風土とかかわりなしに、成立するものではない。家は寒さを防ぐ道具であるとともに、暑さを防ぐ道具でもある。寒暑のいずれが、より多く防御を必要とするかによって、右の仕方はまず規定されねばならぬ。さらにそれは暴風・洪水・地震・火事などにも、堪え得なくてはならぬ。屋根の重みは地震に対して不利であっても、暴風や洪水に対しては必要である。家屋はそれぞれの制約に適合しなくてはならない。さらに湿気は家屋の居住性を厳密に規定する。強度の湿気に対しては、極度に通風をよくせねばならぬ。木材・紙・泥などは湿気を防ぐには、最もよき建築材料である。が、それらは火事に対して、何の防御をも持たない。これらのさまざまな制約が、その軽重の関係において秩序づけられつつ、ついにある地方の家屋の様式が、作り上げられてくるのである」¹⁷⁾というように。

かように家を作る仕方の固定は、風土に対するそしてまた風土における人間の、自己了解の表現であり、その「仕方」「方式」が父祖から子孫へと、伝えられていくうちに、家および建て方に対する「考え」の傾向が生じ、やがて伝統となる。同様なことは、また着物の様式についても、食物についても言われ得る。今日のように科学・技術の著しい進歩にもとづく、交通・通信・

運輸機関の発達は、その風土的特殊性を徐々に取り除き、一般化する傾向を見せているが、しかし、他の様式が移植せられるや、風土はそれを己れに似せて改造し、己れの風土に土着させる。それは風土に「固有の魂」があり、自然に「目的意図」があるからであると考えられる。

例えば、ベートーベンがそのままずっと、ボンの町に生きていたら、あの音楽が生まれたかどうか分らない。彼が音楽の都ウィーンに行き、その「風土の魂」によって「楽才」に点火されたので、独特の交響曲が出て来たのではなかろうか。

如何ほど人間が自らの意志と決断によって、と言っても、所詮「風土の子」であって、「個々人はもとより、それぞれの国民でさえも、各自の考えに従って、しばしば互に拮抗しながら、ひたすら自己の意図の実現を追求することによって、彼ら自身に知られていない、導きの糸としての自然の意図に気づかず導かれて、歩みつづけている。そしてこの意図の促進に自ら協力しているのである」¹⁸⁾。それで同じ農家でも、寒風ふきすさぶ北国の住居は、「寒気と風」に対し、雪国のそれは「雪」への配慮を、湿潤地帯のそれは「通風」にと、風土の魂に招かれ、自然の目的意志に導かれつつ、自然的条件とある時は対決し、ある時は対話しながら、総じて重厚であり、閑寂であり、簡素でしかも豊かな「人と居」との、うるわしい調和を見せているのである。

こうして衣服・食物・住居の製作・栽培・飼育・養殖・建設等の「仕方」「様式」が、しだいに定着し固定して、一定の文化を形成し、伝統を形づくっていくのである。しかもこの風土的自己了解は、単に衣食住に限られるものではなく、文学・絵画・書・工芸・彫刻・歌舞・音楽・風習・倫理・宗教等、人間生活のあらゆる表現や活動のうちに見いだされる。「海藻を使う料理の様式を、風土現象として考察することは、風土を単に自然環境と見る立場ではない。いわんや芸術の様式を風土的に理解することは、風土が歴史と離れたものでないことを端的に示す」¹⁹⁾のであって、風土と歴史はいつも分ち難く結び合っている。人間の歴史的存在はある国土における、ある時代の人間存在であって、特殊の実質的原理としての風土は、歴史と独立にあるのではない。歴史を離れた風土がなければ、風土を離れた歴史もなく、歴史は「風土的歴史」であり、風土は「歴史的風土」である。歴史性と風土性の合一に

において、歴史は肉体を獲得する。従って人間は単に一般的に、過去を背負うのではなくして、特殊な「風土的過去」を背負うのであって、一般的形式的な歴史性は、風土的特殊性をもって、内容を満され息づくのである。

こうした歴史と風土の相即不離な結合を考えると、かつて、シュヴァルツ・バルトの桶職人の子として生まれたハイデガーが、故郷の土に限りない愛着をもっており、他方ナチがドイツの「地と血」を根底にすえ、中産階級を背景として勃興して来るや、人間関係を「共在」となし、「民族」の概念を重視して、ナチに投じて行った過程が理解される。その後彼は、「人間は故郷の土地の深みから、天空の内にそそり立つことが、出来なければならない……根本の力を蔵している故郷、つまりその土地に人間がつねに立ち続けるところの、すなわちその土地に人間が生え抜きとして、土着しつつあるところの故郷、そういう故郷は今でもなおあるだろうか。多数のドイツ人は彼らの故郷を失った」²⁰⁾、と故郷喪失を嘆いている。「土着性の喪失は、その内に私共すべてが生み入れられた時代、その時代の精神に由来している」²¹⁾「土着性の喪失が、私共の時代を脅かしている」²²⁾というように、現代人は故郷から追放されつつある。故郷を失わずにすんだ人達も、故郷を立ち退き、大都会の歯車装置のような、激しい機械的繁忙の内に入り込み、工業地域の荒野の内に移住することを、余儀なくされている。土着性を取り戻し、失地を恢復して「帰郷」するためには、まずもって「思考」を呼び戻さなければならない。「われわれのあらゆる尊厳は、思考のうちに存する。われわれが立ち上がらなければならないのは、そこからであって、われわれの満たすことの出来ない、空間や時間からではない。それゆえ、われわれはよく考えるようにつとめよう」²³⁾に静かに耳を傾けることである。

歴史性と風土性は、「血と地」としてとらえることが出来た。血は歴史的状況ないし時間的連続性を、地は自然的社会的状況ないし空間的統一性をもたらし、両者合して人間の具体的存在を規定し、故郷に土着させるのである。それで歌について見ても、時のうつろいに身をゆだねる歌謡曲に比して、「民謡」「ふるさとの歌」が朽ちることのない、馥郁とした香りをたたえ、郷土の伝統の担い手にもなっているのである。

さて、こうした伝統形成の風土的契機の強調は、狹隘な閉鎖的伝統を結

果するものではないか、という危惧を抱かせる。ところが、真に風土において己れ自身を見いだすものは、同時にまた風土化された己れ自身を越える、人類としての我々自身をも、そこに見いだすのである。我々はこの風土の住民である、と同時にまた我々は、この地球の住民なのである。今日においては、地球の住民であるという根拠、あるいは前提なしには、一民族の国内問題も、一個人の問題でさえも、解決されることはほとんどないであろう。戦争・失業・貧困・暴力・人種問題・愛憎の葛藤みなそうである。逆に言うと、一民族のあるいは一個人の一挙手・一投足も、いわばその国土を越えて、直ちに全地球上に波紋を投げるほどに、国際的世界的になっているのである。

今日、人間は民族的風土的規定に従うと同時に、また人類的地球的规定を考慮して、それに従うことなしには、もはや生存し得なくなった、と言い得るであろう。かって近代人は、当時の地球的条件のもとで、己れ自身のみを配慮する、自由競争の生活をするのが出来た。それが、爆発的エネルギーとスピードで、六つの大陸と七つの海を支配し、地球の全域、いたるところに住みつき得たゆえんであろう。「ブルジョアジーは、その百年たらずの階級支配の間に、過去の世代のすべてを合わせたよりも、もっと大量なもっと大規模な生産力を作り出した。自然力の征服、機械農工業の上への化学の応用、汽船の航行、鉄道、電信、全大陸の開拓、河川の開航、地下からたたきだされた全人口——これほどの生産力が社会的労働の膝にまどろんでいたとは、かってどの世紀が予想したであろうか」²⁴⁾とあるように、無限の沃野、涯しない平原、地下に眠る巨大な宝庫等が、彼らを待ち受けていたのである。

しかるに、人口と人力が増大して狭隘化した、今日の地球の条件の下にあっては、地球における人類全体の計画的連帯的生活に、移らざるを得ないのである。我々は風土において、我々自身を見いだすと同時に、あるいはそれ以上に、風土を越えた人類としての己れ自身を、見いだして行かなければならない。民族と風土の封鎖性は、自ら打破されるであろうし、また打破されなければならない。

しかし、風土の特殊性は、伝統に独自性を与えはするが、閉鎖性を付与するものではない。風土の特殊性、従ってそれに由来する伝統の独自性も、人類の「普遍的なるもの」に抗するためにあるのではなく、むしろ、人類の文

化創造に参与すべき、個性的民族的地盤として存在するのである。特殊が特殊に徹することによってのみ、普遍的なものとなり得るのではなからうか。誰も疑うことなく、古代ギリシャ、エジプト、ローマの建築、またヨーロッパの中世の建築、さらには近代と現代の建築に、あるいは日本の神社仏閣に、個性的でありながら、同時に永遠なる普遍の美を見いだすであろう。芸術の伝統は本物から本物へと引き継がれ、一流から一流へと受け継がれて行く。その場合に結果として出てきた芸術作品において、すぐれた美と不朽の価値を発見し、普遍性を感得するのである。ここに「特殊にして普遍」、「普遍にして特殊」、の普遍と特殊の全きうるわしい調和と合一を見いだすのである。

3.

我々は伝統を父祖から受け継ぎ、それを子孫に伝える。かくすることによって、我々の文化は世代の転換と、時代の変遷とにかかわらず、それらを越えて一貫する自己同一性を保持し得ることを見て来た。かように伝統に積極的意義を認め、その根源に超歴史的絶対性を前提すると、伝統は規範となり、規制力・拘束力をもつようになる。しかし、伝統の内容を吟味し分析することも、時代の推移、風土のうつりかわり、国民性・民族性・個性の変化をかえりみることもなく、無批判的盲目的に受容する時は、伝統は硬化固定し、因襲と化して危険なものとなる。ここに伝統が倫理的に考察され、批判されなければならないゆえんがある。特に伝統を尊重する芸能（歌舞伎・謡曲・華道・茶道・書道・絵画・彫刻等）、武道（柔道・剣道・弓道・槍術・薙刀）、相撲等における伝統の形骸化は、注目されなければならないであろう。「本件の原因は、先輩がつくった悪い伝統と、その伝統の壁の中で考え、批判することを捨てた被告人らの、自主性のなさや安易さにある」²⁵⁾ というのもその一例である。

さて、東洋の伝統、西洋の伝統、日本の伝統と言われるように、伝統が国により民族によって異なるのは、それが歴史性と風土性を媒体として形成されるからであった。我々はそれぞれの伝統の中に、超歴史的普遍的なものと共に、歴史的特殊的なものを求め、両者の力動的関係を把握しなければならない。それは普遍性と特殊性の緊張のさなかで、伝統が伝統としての真価を

發揮し得るからである。特にこの場合、伝統を形成してこれを伝達して行く、独創的な歴史的個人、ないし民族の存在を無視することはできない。個人は伝統との対決によって、自己のうちなる価値意識を改めて認識し、持続形成して行くとともに、伝統を不断に生々としたものに、蘇生させるのである。伝統は一般に「大学の伝統」とか、「家の伝統」というように、「われわれ」の意識と結びついているが、我々は「われわれ」としてあると共に、単独の「私」としてもある。この私として伝統に単独で対決し、態度をとることを怠ってはならず、個人と伝統の出会い、対話によって両者は互いに息吹きを交わし、陶冶し形成し合うのである。このことが可能なのは、伝統の根底に普遍的原理として、「人間存在」「文化」に対する「信頼」がゆるぎなく横たわっているからである。個人と伝統の対話ないし対決を欠く時は、伝統は生命をからし、根源的な文化創造の力を失ってしまうであろうし、また個人は無気力な存在に墮してしまうであろう。伝統が自動的に流れて行くことなく、いつも自覚的な担い手によって、受けとめられ、支えられる時、初めて伝統は真の伝統となるのである。

かくして伝統とその継承が、歴史的意識に導かれながら、歴史の枠の中で相互に作用し合い、両者の関連が正常に進行して、正しく伝達される時、伝統は文化を形成し、さらに倫理を前進させる、という積極的な役割を果たすのである。

しかし、伝統が即文化というのではなく、また文化内容に関与するのではない。それは文化の内容の形成、ないし実現にあたって作用する無形の力であり、価値的にとらえるならば、内容的価値ではなく、作用的価値である。人間の根源的な営みが、文化の創造にあるとすれば、伝統はそれを推進する力、文化形成の活力である。文化のもろもろの領域の根底に、あるいは奥にあって、それを支え方向づけるものであるから、伝統は文化に対して、時間的には連続性を、空間的には統一性を与えるのである。

さて、伝統が形成される契機に、歴史性と風土性が、さらに個人ないし民族があり、一度形成を終るや個人・民族・歴史を越えて、範型・典型に；換言すれば規範となることをたどって来たが、そうなると倫理・道徳・法律に著しく接近し、それらとの境界領域が問題となる。慣習が「社会的習慣、即

ち一の社会内に歴史的に発達し、一般に承認されたる一定の行動様式の総称、持続的伝統的なる点で、一時的なる流行や時好と異なり、また多数精神の相互影響を経たる故、成員を統制する社会的勢力を有し、制裁を予備せる権威的拘束力を有する」²⁶⁾のに対して、伝統は、「一般には一定の社会（例えば民族）、並びに種々の文化領域に於いて、過去に成立して、比較的永き歴史的生命を有する如き、行動及び思维の様式・態度・手法などを指すが、特にそれが現在並びに未来に於ける、当該社会及び文化領域の存立乃至発展に対して、積極的価値を含むと考えられる場合に、これを伝統と称して、慣習と区別する」²⁷⁾のである。

伝統は「価値の意識」であり、我々は一定の伝統を単に習慣的に守るのではなく、守られるべき価値として、「由緒の正しいもの」として、自ら引き受けその正しさを継承する。いわばその正しさを、我々自身の主体性によって支えるのである。また、伝統は精神的なものであり、従って「理念の世界」に属するのに対して、慣習ないし習俗は「事実の世界」に属し、具体的有形性を特色とする。伝統はなお慣習の背後にあって作用するが、「事実」と「事実の奥にあるもの」は、区別されなければならない。一般的には、伝統は時間的歴史的に縦軸の線をたどって、前代から後世へと「伝達」されるのに対して、慣習は空間的社会的に横軸の線をつたわって、中心から周辺へと「伝播」される傾向が強い。

慣習が社会意志の表現で、一種の社会模範で、法や道徳の源泉になっていることは、慣習法と呼ばれるものが存在し、かつ「道徳倫理の語源」²⁸⁾になっていることから明らかであるが、慣習は理想の世界よりも、事実の世界に接近する程度が強い。かように理想性が稀薄で、倫理的要素の乏しいものであるが、倫理的意義を全く欠如するものではない。かつ、慣習と法または道徳との区別、限界は極めて流動的であって、慣習が法や道徳に転化し、法や道徳が慣習に根をもつ、といっても「何時」「何処で」「どのような仕方」を、明確に規定することは困難である²⁹⁾。

4.

要するに伝統は、価値の意識で精神の世界秩序に、慣習は事実の世界秩序

に属してはいるが、相互に呼応し合い関連し合うのである。すなわち、伝統が慣習をうみ、慣習において伝統の定在を見るのである。例えば、若い時に西欧を研究し、西欧文化の摂取にあくせくと日夜を送りながら、老いと共にいつしか、「雀には飢えがない」という東洋隠者風の達観に入り、月をめで書画や茶碗を愛し、枯淡を好むといった、いわば日本人の慣習的生活を選ぶのは、東洋ないし日本の伝統に、精神的風土が支配されるからであろう。

また伝統は精神的なもの、形而上学的存在であるが、ひそかに人間の内奥に入りこみ、意識を規定して行為を志向させ、あるいは無言のうちに我々を行動へと、かりたてる機能を有するが、伝統のめざすところは、生一般の促進であり、法や道徳は行為一般を対象としながらも、法はその正・不正を、道徳は善悪を究極の課題とする。

かように伝統は、法や道徳や慣習に先立って、あるいはその根底にあって、我々の精神的空間を支配し、思考ならびに行動様式を規定しているのであるから、行為が道徳的の評価を受けると同時に、伝統もまた道徳的価値判断の対象とされなければならない。倫理は「社会生活における道、人間をして正に人間たらしめている人倫の理法として、人間共同体の存在根拠である」³⁰⁾が、その内実が倫理的批判に耐えて、存続している伝統もまた、共同体の命脈の維持者たる、資格と権能を有する。

伝統が倫理的に批判され、醇化されなければならないのは、それが歴史と風土に媒介されて形成されるからである。つまり伝統が伝統である限り、初めから時間を前提としており、一方人間の世界における諸事象は、その外的な形態に関する限り、時間と共に歴史的变化を受けざるを得ないからである。伝統は不変恒常を自ら欲しても、それ自体不変恒常なものではあり得ないから、歴史的变化を貫徹して保持されるべきは「何か」、「何が」真に存続されるべき伝統であるか、が絶えず問いなおされなければならない。

その限り伝統は自らの死滅を越えて、新しい形へ自らを手渡すところの、運動の概念を含んだ文化の形成力で、動かない伝統はもはや伝統ではなくなる。伝統が自らを固定する時は、かえって自らを否定するのである。生物の形質は遺伝するが、文化は遺伝しないで伝達される。しかもそれは、常に再創造されることによってのみ伝達される。我々は一定の文化を無自覚的に、

受け取るのではなく、主体性において伝統的文化として継承するのである。

慣習がその時代錯誤性を批判されて、廃棄または淘汰されて行くように、伝統も「古きよき伝統」のかくれみのを捨てて、脱皮しなければならない。しかしその道は、前者の否定を契機とする直線的な歩みであってはならず、「既に通過した段階をくり返すように見えはしても、それと異なった仕方、より高い基礎(否定の否定)の上でくり返す発展、いわば螺旋によって直線にはよらない発展」³¹⁾弁証法的運動でなければならない。伝統は改新されなければならない、コペルニクスの転回、革命的であってはならない。それは伝統が既成の、そして現存する社会秩序の担い手であるからである。かように伝統が絶えず理性の法廷へ召し出され、道徳的審判を受けなければならないのは、実際に世間を支配しているのは、道徳や法よりもむしろ古来の伝統や慣習であって、その支配力が前者をはるかにしのぐ場合が多いからである。

これまで「伝統とは何か」、「如何にして形成されるか——その契機」、「現代における伝統のあり方」、「伝統の中で自己を生かすにはどうしたらよいか」を中心課題としながら考察を進めて来たが、伝統は、(1) 歴史的発展の過程の中で、風土性に媒介されつつ形成され、累積された精神的傾向ないし文化遺産であること。それでいて伝統は「時間(歴史)の中で永遠を貫徹しようと自己主張をする」のであるから、それ自体のうちに矛盾した構造——「有限と無限」「歴史性と超歴史性」「特殊性と普遍性」——をはらむ概念である。従って(2) 我々自身が創造したものではないが、自覚的・主体的に「伝統を守り継ぐ苦しさ」³²⁾に耐え、それを克服して受け継ぐべきものであること。(3) 我々に先立ってあるものであるが、それは随順すべき一定の価値的体系・範型・典型としてあるゆえ、単なる過去の遺物ではなく、学びとらなければならないこと。(4) 伝統自体、自らのうちに死滅を用意し、自らを越えて新しい形へ手渡すところの、運動概念を含んだ文化の形成力であること。(5) それで伝統は神聖性を謳歌し、陶醉してはならず、不断に反証され、あるいは否定されつつ改新されて行かななければならないこと。我々は滅びゆくものの挽歌と、新しい聲音の中で、厳しい態度で伝統に対しなければならぬことを見て来た。

要するに人間が伝統形成の主体であり、継承の主体も人間であるゆえ、伝

統は何時如何なる場合においても、単に受け取るほかはない必然として、受容されるべきものではない。我々は自らの決断において、それを受け取ることも出来るし、また受け取らないことも出来るのである。否、それに反抗しそれと戦うことすら出来る。すなわち、伝統は我々の盲従すべき必然としてではなく、対決すべき価値として存在している。我々が自らの主体性を喪失して、単に無自覚的かつ慣習的に伝統に追随する時は、かえって伝統は化石化し、涸渇し萎凋し没落する。

かくして伝統は、我々が主体性をもって担い取り、かつ支えもつ時においてのみ、真に伝統としてあることが出来る。それは単なる受容ではなくして、再創造である。伝統を継承するということは、再創造によってそれを新たに作る、ということではなければならない。なお、「正統と異端」「伝統と伝統の衝突」「伝統と個人の才能」等の問題を残したが、その解明は後日にゆずりたいと考えている。

註

- 1) 朝日新聞 (昭和 43 年 4 月 18 日)
- 2) 大学受験高 3 コース (昭和 42 年 8 月号, 大学案内東北大学の部), p. 111.
- 3) 北海道新聞 (昭和 41 年 7 月 18 日)
- 4) 同 上 (昭和 41 年 7 月 8 日)
- 5) 和辻哲郎全集第十四巻, p. 297.
- 6) 広辞苑, p. 1500. なお、ここでいう「統」は系統・血統・学統・法統・正統などというように、「つづきあい」「つながり」を意味する。同時に「すべおさめること」から、つらぬきとおす一筋のものが、伝統を流がれていると考えられる。
- 7) Encyclopaedia of Religion and Ethics, Vol. 12, p. 411.
- 8) 伝統 (Tradition) の三つの契機「引き渡されるもの」、「引き渡す者」「引き渡される者」を、「伝えられるもの」(das Tradierete)—「実体」—と、「伝えるもの」(der Tradierende)—「担い手」(Träger)—と、「伝えること」(das Tradieren)—機能—におきかえた方が、一層理解し易く、議論に厳密性を加えると思う。これらのうちのどの一つの契機を考察する場合にも、他の二契機を考え合わせなければならないことは、いうまでもない。「伝えられるもの」は先代からの「預りもの」「寄託物」で伝統の実体を構成するものであり、それには「外物」である場合もあれば、外物ではなくて、我々自身に即して「生きて」いるもの、一言語・技術・習俗・慣習—である場合もある。「伝えるもの」というのは、伝統の担い手で、本文の受託者と継承者のことである。担い手はつぎつぎと交替してあらわれるが、「われわれ」という意識で一つに結びついたものでなければ

- ばならない。「伝えること」は伝統の機能的・作用的側面で、「言い伝え」「語り伝え」あるいは「物を保ち伝える」「技術の学び伝え」、のポジティブなものや習俗・慣習のように「自然に伝わる」等が考えられる。
- 9) Encyclopaedia of Religion and Ethics, Vol. 12, p. 411.
 - 10) 新倫理辞典, p. 251.
 - 11) 「風土」を主体的な人間存在がかかわる主体的自然の「実体」と考え、その「属性」を「風土性」と理解している。すなわち、客観的に眺められ対象化された、単なる自然環境ではなく、「この民族」「この土地」が風土であり、我々をとりまき「われわれの肉体」をなすのが風土で、その主体的肉体性が風土性である。
 - 12) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, S. 18.
 - 13) ここで人類の歴史として念頭に起しているのは、カントの Rezensionen von J. G. Herders Ideen zur Philosophie der Geschichte der Menschheit, (1785) (ヘルデル著：人類史の哲学考の批評), Mutmaßlicher Anfang der Menschengeschichte, (1786. 人類史の臆測的起源) でいずれも, Kant Werke, Cassirer Bd. IV. 所収。
 - 14) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, S. 423.
 - 15) 和辻哲郎全集第八巻, p. 7.
 - 16) 同上, p. 16.
 - 17) 同上, p. 12.
 - 18) Kant Werke, Cassirer Bd. IV. S. 151. (Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht, 世界公民的意図における一般歴史考)
 - 19) 和辻哲郎全集第八巻, p. 14.
 - 20) Martin Heidegger: Gelassenheit, S. 16.
 - 21) a. a. O. s. 18.
 - 22) a. a. O. s. 18.
 - 23) Pascal: Pensées, Article VI Les Philosophes 347, パスカール全集第三巻, p. 215. 松浪信三郎訳。
 - 24) Marx Engels Werke 4. S. 467.
 - 25) 津田裁判長, 東京農大ワンダーフォーゲル判決文 (昭和41年6月22日)
 - 26) 岩波哲学小辞典, p. 262.
 - 27) 同上, p. 1034.
 - 28) Vgl. 拙稿「道徳の歴史性と超歴史性」(倫理学年報第十四集所収)
 - 29) Vgl. 拙稿「法と道徳—その関連性について—」(室蘭工業大学研究報告第4巻第2号)
 - 30) 新倫理辞典, p. 379.
 - 31) Karl Marx: Das Kapital Bd. I. S. 37.
 - 32) 「人生を語る」陶芸家十三代、酒井田柿右衛門、「私は四人兄弟の長男に生まれました。つまり、生れた瞬間から、この伝統という重荷を担うべく運命づけられていたわけです。小学校のころから原料の土こねをやらされました。やきものが好きとか、きらいとか、そんなことは問題外です。……父はいわゆる職人氣質で、伝統を後生大事に守り、過去の柿右衛門を忠実に再現することだけに一生をささげた男です。私は『伝統を守りつつも、現代に生きる陶工としての感覚やオリジナリティーも盛込むべきだ』

と主張，そんな父と真向から対立したわけです。父の行き方についても十分理解していたつもりですが，そんな風に反抗したのは，世の進運にとり残されそうな不安や，伝統というものに，がんじがらめにされて，自分というものを主張できぬ不満が心の底にわだかまっていたからでしょうか。私は自分なりの図案やデザインで伝統への叛逆を試みました。父は私の作ったもの一切を無視しつづけました。私の行き方を一応黙認したのは昭和三十八年，八十六歳で亡くなったときだったといってよいでしょう」(朝日新聞，昭和43年4月28日)

(昭和43年4月30日受理)